

障害者自立支援法を廃止し、総合福祉法の制定

国は「基本合意」を守れ! 岡山フォーラム



人権を基底に新たな共同のとりくみの出発を!!

日時：2012年5月15日(火) 午後6時30分 (受付開始 午後6時)

ところ：きらめきプラザ 2階大会議室 (地図は裏に)
岡山市北区南方2丁目13-1 電話 086-231-0532
(来館は公共交通機関をご利用ください)

●
プログラム
●

1. 経過報告

実現をめざす岡山の会事務局

2. 「基本合意」は私たちの宝

自立支援法違憲訴訟岡山弁護団

3. 共に闘う・意見・決意

ハンセン病訴訟団

中国残留孤児国家賠償訴訟弁護団 他

私たちは、国(厚生労働省)、国会に対して、以下のことを強く要求しています。

(1)障害者自立支援法は、国が「基本合意」で交わしたように、2013年8月までに廃止すること。その際、「障害者自立支援法廃止条項」を明記すること。

(2)新法は、内閣府に事務局を置く「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」でまとめた「骨格提言」を反映させたものとする。

主催：自立支援法違憲訴訟岡山元原告 自立支援法違憲訴訟岡山弁護団 自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす岡山の会

事務局 岡山市中区浜472「林友の会」内 電話 086-272-2957 Fax 086-273-9944



3月13日、野田内閣は「障害者総合支援法案」を閣議決定し、2013年4月の施行を念頭に、国会に上程しました。自立支援法を廃止することなく、一部を「改正」するというもので、自立支援法そのものを延命させ、恒久化させるものです。これは、国と訴訟団とが公文書で交わした「基本合意」に明確に反するものです。私たちは約束違反を重ねた末の法案上程に怒りを込めて抗議します。

私たちは強く思います。公約も制度改革の閣議決定も「基本合意」も裁判所に対する約束さえも全て反故にしようとする、こんなことが国の名の下に許されるならば、国のありようまでもゆるぎかねない異常事態です。

これまでさまざまな課題にかかわる人権を保障するために裁判でたたかっておられる諸団体のみなさまにもご参加をお願いし、多くの県民の新たな共同のとりくみの出発としたいと考えています。

みなさんのご理解とご協力、積極的なご参加をお願いいたします。



来館者用駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。